

令和7年度

小松地域産材利用促進制度

小松地域産材を利用し、小松市内の戸建住宅（延床面積75㎡以上）、その他店舗・工場等の新築、増築、改修または外構工事を行う場合に、工事費または材料費の一部を助成します。

	戸建住宅・分譲住宅	住宅以外の用途 (倉庫、車庫除く)
 小松石材	5万円以上の工事に対し、工事費(市の査定額)の20%を助成	
 九谷焼	5万円以上の工事に対し、工事費(市の査定額)の20%を助成	
 小松瓦	20万円以上の工事に対し、材料費の20%を助成	
 小松表畳	5万円以上の工事に対し、工事費(市の査定額)の20%を助成	
 かが杉	柱(105×105×3000mm以上)に対し、2,600円/本を助成	
条件	かが杉は新築50本以上、 新築以外20本以上使用する こと。	①対外的にPRできる場所 への設置 ②小松地域産材の利用をプ レートで掲示
限度額	・新築 20万円 ・新築以外 10万円 (<u>瓦のみ一律20万円</u>)	・新築 20万円 ・新築以外 10万円 (<u>瓦のみ一律20万円</u>)

※【フラット35】を利用する場合、小松市と住宅金融支援機構との連携により、当初5年間もしくは10年間の借入金利が引き下げとなります。

お知らせ

令和7年度で小松地域産材利用促進制度が終了します。今年度の申請は、下記の期限を設けて受付しますので、制度の利用をお考えの方は早めの申請をお願いします。

工事完了期限:令和7年12月31日 ※新築住宅の場合は検査済証交付年月日とします

交付申請書の提出期限:令和8年3月19日

問い合わせ先

小松市都市創造部建築住宅課

〒923-8650 小松市小馬出町 91 番地

TEL:(0761)24-8104 Eメール:teiju@city.komatsu.lg.jp

詳しい制度内容は小松市ホームページをご覧ください。⇒

小松地域産材
利用促進制度

